

〔 平 16.10.22 〕
〔 基礎小24－1 〕

資 料

（ 相続税・贈与税関係 ）

目 次

1. 相続税の現状	
・ わが国税制の現状と課題 ―21世紀に向けた国民の参加と選択― (抄)	1
・ 相続税の課税方式の概念図	2
・ 相続税の課税方式の類型	3
・ 相続税の仕組み	4
・ 国税収入に占める相続税収の割合の推移	5
・ 最近における相続税の主な改正	6
・ 相続税の課税状況の推移	7
・ 相続税の課税価格階級別課税状況等(平成14年分)	8
・ 地価公示価格指数(58年=100)と相続税の主な改正	9
・ 地価と相続税負担の推移(東京都区部のケース)	10
・ 相続税・贈与税収の対国民所得比の国際比較	11
・ 主要諸外国における相続税の概要(未定稿)	12
・ 主要諸外国の相続税の負担率	13
・ 相続税に係る諸控除等	14
2. 贈与税の現状	
・ 贈与税(暦年課税)の仕組み	16
・ 贈与税の課税状況の推移	17
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針(抄)、少子・高齢社会における税制のあり方(抄)	18
・ 相続時精算課税制度(平成15年度創設)	19
・ 平成15年分相続時精算課税制度に係る贈与税の申告実態調査 (調査結果からみた活用状況のポイント)	20
3. 今後の課題	
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針(抄)、少子・高齢社会における税制のあり方(抄)	21
・ わが国経済社会の構造変化の「実像」について(抄)	23
・ 純金融資産(貯蓄残高－負債残高)の推移	25
・ 家計資産残高等の推移	26
・ 世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高(構成比)	27
・ 社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21世紀に向けての社会保障」(抄)	28
・ わが国経済社会の構造変化の「実像」について(抄)	29

1. 相続税の現状

四 資産課税等

2. 相続税

(1) 相続税の意義

わが国の相続税は、相続、遺贈(遺言による贈与)又は死因贈与(贈与者の死亡により効力を生じる贈与)により財産を取得した者に対して、その財産の取得の時における時価を課税価格として課される税です。相続税の課税対象となる取得財産には、現金、預貯金や株式などの金融資産のほか、動産や不動産などのあらゆる資産が含まれます。相続税は、これら相続によって取得した財産をすべて金銭的な価値に置き換えて評価した上で課税されます。

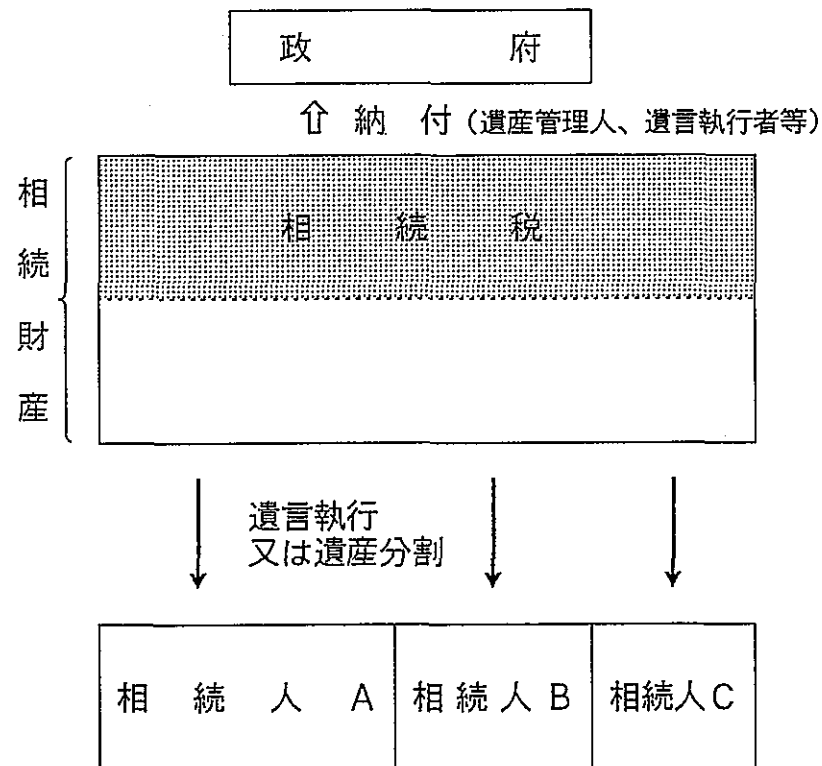
相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠については、遺産課税方式を採用か遺産取得課税方式を採用か(注)により位置付けは若干異なる面はありますが、基本的には、遺産の取得(無償の財産取得)に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしています。また、相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきているとする議論もあります。

(注)遺産課税と遺産取得課税

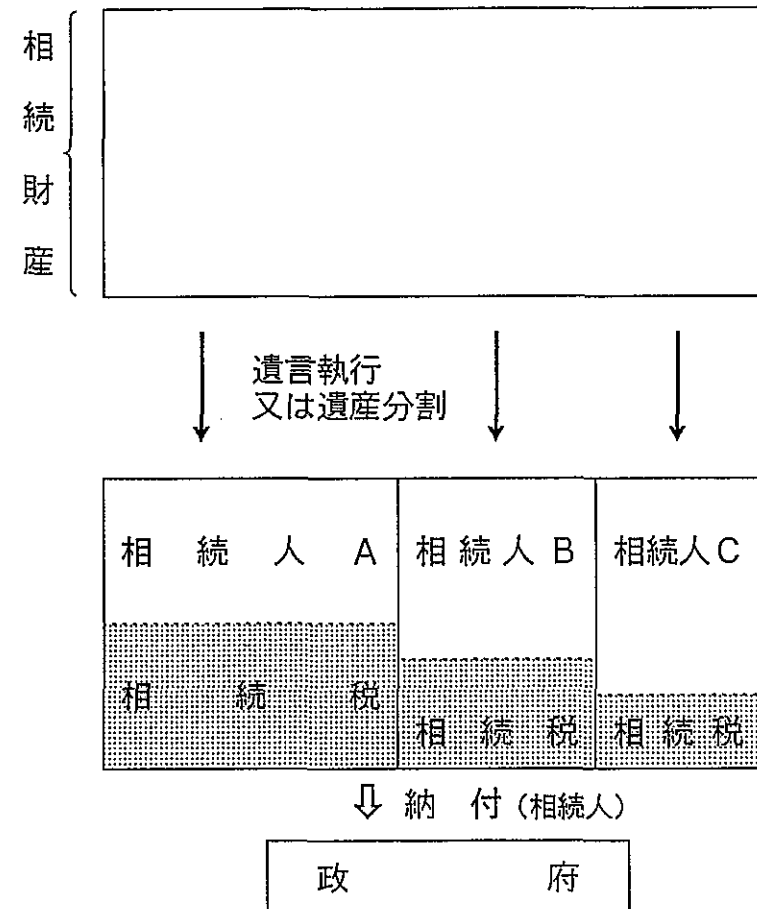
主要国の相続課税を見ると、アメリカ、イギリスのように、被相続人の遺産全体を課税物件として、例えば遺言執行者を納税義務者にして課税する「遺産課税方式」と、ドイツ、フランスのように、相続人が取得した遺産を課税物件として、相続人を納税義務者にして課税する「遺産取得課税方式」の二つの体系に分かれます。

相続税の課税方式の概念図

(1) 遺産課税方式 (米・英)



(2) 遺産取得課税方式 (日・独・仏)

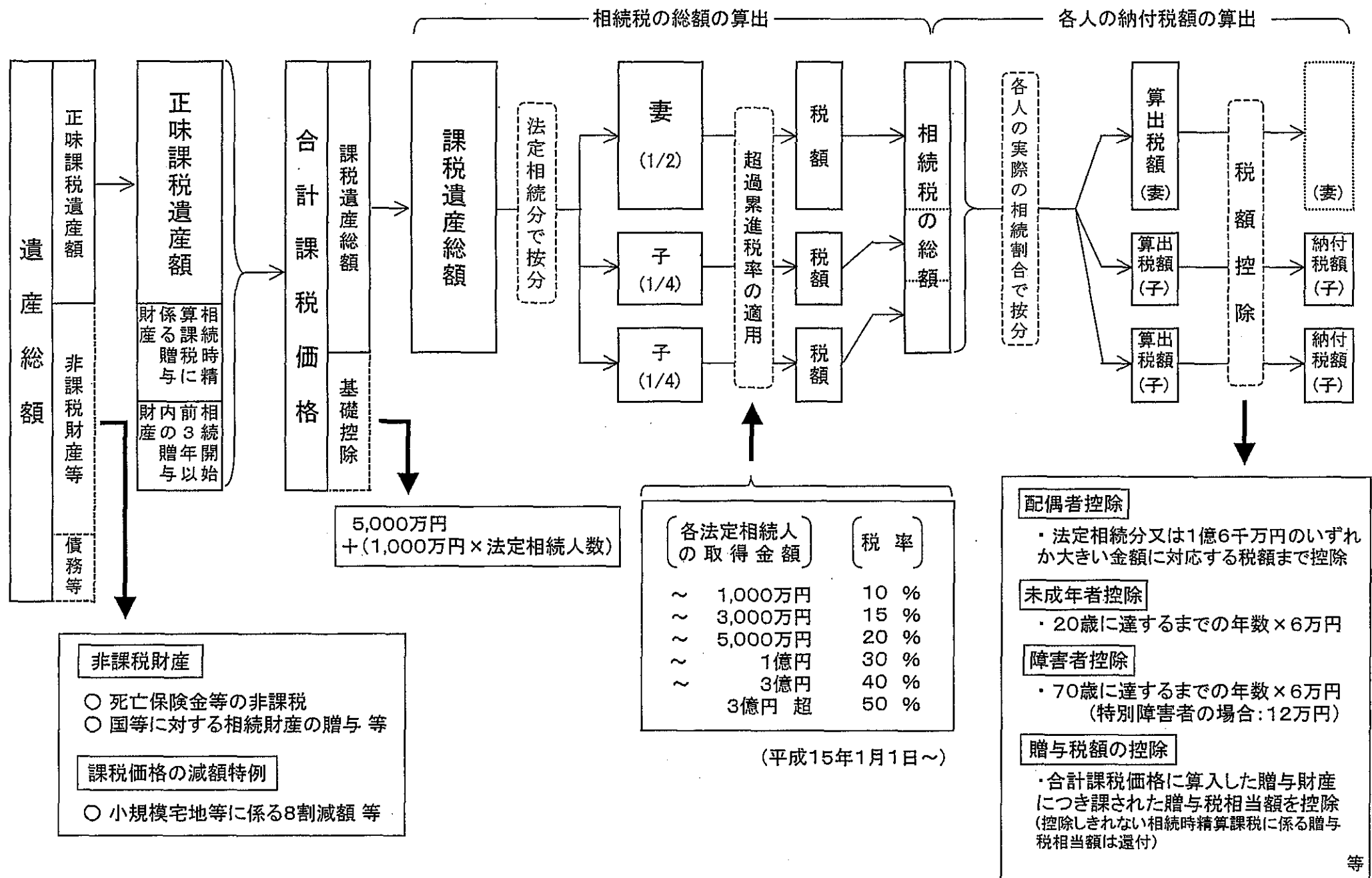


相続税の課税方式の類型

課 税 方 式	遺 産 課 税 方 式	遺産取得課税方式	併 用 方 式
概 要	遺産全体を課税物件として、例えば、 遺言執行者を納税義務者として課税する 方式	相続等により遺産を取得した者を納 税義務者として、その者が取得した遺 産を課税物件として課税する方式	我が国が採用している方式で、相続 税の総額を法定相続人の数と法定相続 分によって算出し、各人の取得財産額 に応じて課税する方式
採 用 国	アメリカ、イギリス	ドイツ、フランス	日 本
考 え 方	被相続人に対する所得税の補完税とし ての性格を重視する説からくるもので、 被相続人の一生を通ずる税負担の清算を 行うという考え方	偶然の理由による富の増加を抑制す る等社会政策面を強調する説からくる もので、富の集中の抑制を図るという 考え方	遺産取得課税方式を基本として、当 該方式のもつ欠点を法定相続分課税の 導入により解消しようとする考え方
特 色	① 遺産分割の仕方による税負担の変動 がないため、遺産取得課税方式に比べ て税務執行が容易である。 ② 制度としてわかり易い。 ③ 財産取得者の個人的担税力に則した 合理的な課税を行うという点におい て、遺産取得課税方式に劣る。 ④ 富の集中の抑制を図るという点にお いて、遺産取得課税方式に劣る。	① 財産取得者の個人的担税力に則し た合理的な課税をすることができる ② 遺産分割の仕方によって税負担に 差異を生ずることから、事実と異なる 申告が行われやすい。 ③ 分割困難な資産の負担は相対的に 重くなる。	やや制度が複雑である。

(相続人が配偶者+子2人の場合)

相続税の仕組み



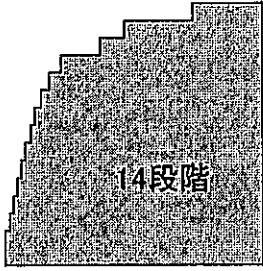
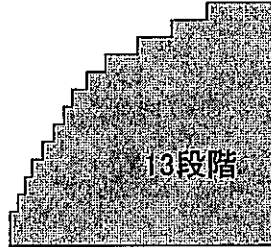
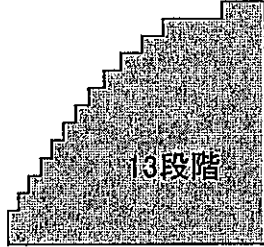
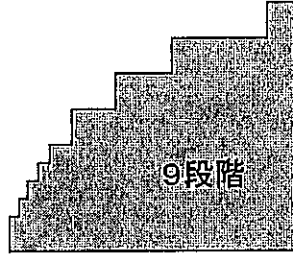
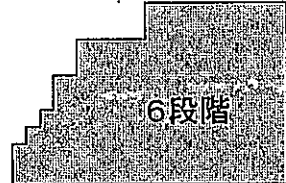
国税収入に占める相続税収の割合の推移

年 度		国 税 収 入 (A)	相 続 税 収 (B)	割 合 (B/A)
		億円	億円	%
昭和	62	467,979	17,791	3.8
	63	508,265	18,309	3.6
平成	元	549,218	20,177	3.7
	2	601,059	19,180	3.2
	3	598,204	25,830	4.3
	4	544,453	27,462	5.0
	5	541,262	29,377	5.4
	6	510,300	26,699	5.2
	7	519,308	26,903	5.2
	8	520,601	24,199	4.6
	9	539,415	24,129	4.5
	10	494,319	19,156	3.9
	11	472,345	18,853	4.0
	12	507,125	17,822	3.5
	13	479,481	16,745	3.5
	14	438,332	14,529	3.3
	15	432,824	14,425	3.3
	16	417,470	11,000	2.6

(注1)「国税収入」は一般会計分であり、「相続税収」には贈与税収を含む。

(注2) 平成15年度までは決算額、平成16年度は当初予算額である。

最近における相続税の主な改正

区 分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税 率 構 造 (イメージ図)	5億円超 (最高税率 75%)  14段階	5億円超 (最高税率 70%)  13段階	10億円超 (最高税率 70%)  13段階	20億円超 (最高税率 70%)  9段階	3億円超 (最高税率 50%)  6段階
基 礎 控 除 等	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3, 600万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (7, 200万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (8, 600万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (9, 000万円)	同 左 〔 相続時精算課税 制度の創設 〕
配偶者に対する相続 税額の軽減措置 (最低保証額)	4, 000万円	8, 000万円	同 左	1億6, 000万円	同 左
小規模宅地等の 課税の特例 (減額割合)	事業用 40% 居住用 30%	事業用 60% 居住用 50%	事業用 70% 居住用 60%	特定事業用等 } 80% 特定居住用等 } 上 記 以 外 50%	同 左
上記の改正による 相続税の減収額 (平 年 度 分)	—	△ 6, 270億円	△ 5, 680億円	△ 3, 220億円	△ 1, 120億円 〔 外 相続時精算課税制度 の創設等 △420億円 〕

(注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が4人(例:配偶者+子3人)の場合の額である。

(注2) 配偶者に対する相続税額の軽減措置は、配偶者の法定相続分(昭和63年12月改正前は遺産の2分の1)又は最低保証額のうちいずれか大きい金額に対応する税額まで控除するものである。

相続税の課税状況の推移

区 分 年 分	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b)／(a)	被 相 続 人 1 人 当 たり 法定相続人数	合 計 額 (c)	被 相 続 人 1 人 当 たり 金 額	納付税額 (d)	被 相 続 人 1 人 当 たり 金 額	(d)／(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.3	16,876	3,326.5	12.7
12	961,653	48,463	5.0	3.55	123,409	25,464.7	15,213	3,139.0	12.3
13	970,331	46,012	4.7	3.52	117,035	25,435.7	14,771	3,210.2	12.6
14	982,379	44,370	4.5	3.46	106,397	23,979.4	12,863	2,899.0	12.1

- (備考) 1. “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
 2. “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。
 3. “合計課税価格(c)”及び“納付税額(d)”には更正・決定分を含む。また、“納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。

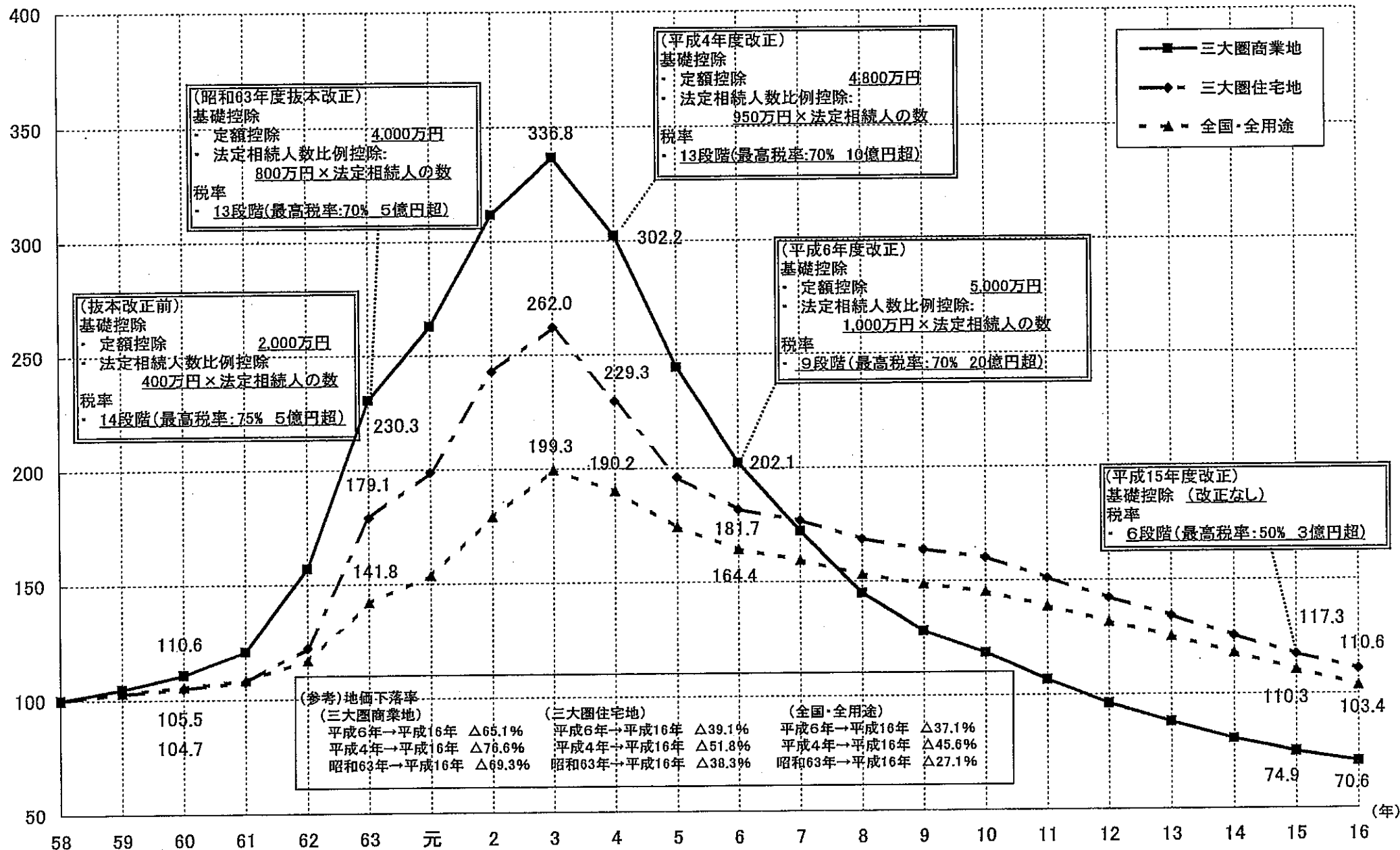
相続税の課税価格階級別課税状況等(平成14年分)

課税価格 階級区分	件 数			納 付 税 額			平 均 課税価格 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	件 数	構成比	累積比	税 額	構成比	累積比			
	件	%	%	億円	%	%	万円	万円	%
～ 1億円	8,317	18.7	18.7	106	0.8	0.8	8,498	128	1.5
～ 2億円	20,643	46.5	65.3	1,149	9.0	9.8	13,956	557	4.0
～ 3億円	6,981	15.7	81.0	1,383	10.8	20.6	24,080	1,982	8.2
～ 5億円	4,747	10.7	91.7	2,251	17.5	38.1	37,517	4,742	12.6
～ 7億円	1,674	3.8	95.5	1,606	12.5	50.6	58,207	9,591	16.5
～ 10億円	996	2.2	97.7	1,561	12.2	62.8	81,940	15,668	19.1
～ 20億円	811	1.8	99.5	2,524	19.7	82.5	132,980	31,123	23.4
20億円超	201	0.5	100.0	2,248	17.5	100.0	348,569	111,851	32.1
合 計	44,370	100.0		12,829	100.0		23,933	2,891	12.1

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

(指数)

地価公示価格指数(58年=100)と相続税の主な改正



地価と相続税負担の推移（東京都区部のケース）

商業地の場合

	〔平成3年〕		〔平成16年〕
相続税額：	1億9,101万円	⇒	793万円（約 $\frac{1}{24}$ ）
〔路線価：	932万円/㎡	⇒	124万円/㎡（約 $\frac{1}{8}$ ）〕

- ・所在地：千代田区外神田三丁目
- ・相続財産：事業用土地 200㎡
その他財産 1億4,871万円
（昭和62年分課税実績から推計）
- ・相続人：配偶者＋子3人
（法定相続分で相続）

住宅地の場合

	〔平成3年〕		〔平成16年〕
相続税額：	6,714万円	⇒	474万円（約 $\frac{1}{14}$ ）
〔路線価：	152万円/㎡	⇒	50万円/㎡（約 $\frac{1}{3}$ ）〕

- ・所在地：世田谷区成城六丁目
- ・相続財産：住宅用土地 330㎡（100坪）
その他財産 9,521万円
（昭和62年分課税実績から推計）
- ・相続人：配偶者＋子3人
（法定相続分で相続）

相続税・贈与税収の対国民所得比の国際比較

(2004年7月現在)

	日本 (2004年度)	アメリカ (2001年)	イギリス (2001年)	ドイツ (2001年)	フランス (2001年)
国民負担率	35.5%	35.2%	50.2%	55.3%	63.9%
うち相続税・贈与税	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.8%
(参考) 個人所得課税	6.1%	14.8%	14.6%	13.6%	10.9%
法人所得課税	4.3%	2.3%	4.6%	0.8%	4.7%
消費課税	7.0%	5.6%	15.4%	14.6%	15.6%

(注) 1. 日本は16年度(2004年度)予算ベース、日本以外は、OECD "Revenue Statistics 1965-2002" 及び 同 "National Accounts 1990-2001" 等による。
2. 負担率は、国税及び地方税合計の数値である。

主要諸外国における相続税の概要(未定稿)

(2004年7月現在)

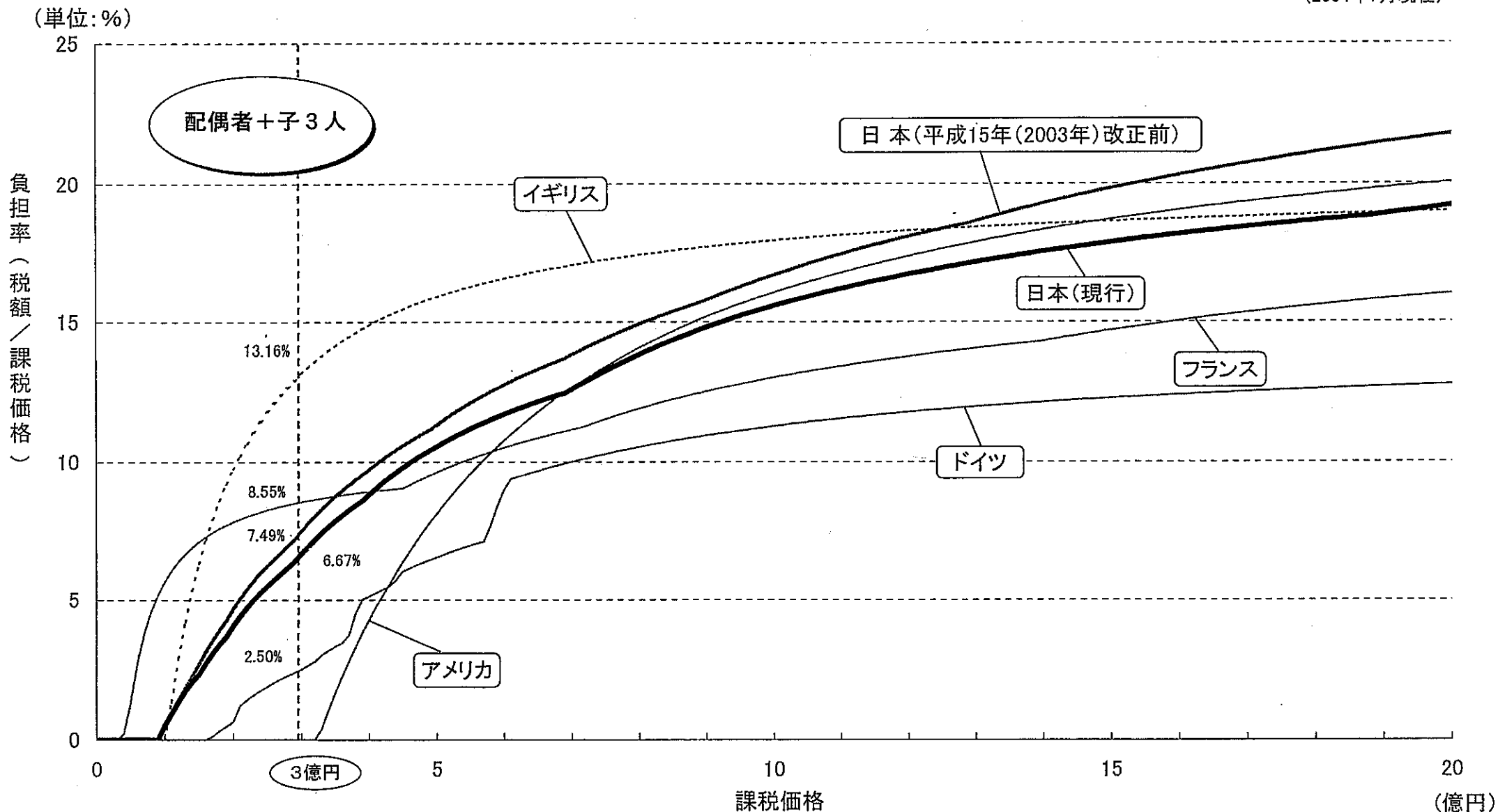
区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
課 税 方 式	遺産取得課税方式 (法定相続分課税)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
最 低 税 率	10%	18%	40%	① 7%	5% (注)
最 高 税 率	50%	48%		② 30%	40% (注)
				③ 12%	
				17%	
税率の刻み数	6	15	1	7	7
課 税 最 低 限 (配偶者+子3人)	9,000万円	3億2,400万円	1億257万円	1億6,359万円	3,670万円
課 税 割 合	4.5%	2.1%	3.8%	12.5%	27.1%
負 担 割 合	12.1%	18.2%	18.1%	n.a.	n.a.
(参考)租税負担率	21.1%	26.4%	40.3%	30.1%	39.1%
うち相続税	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.5%

(備考)

- 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。
- アメリカには基礎控除はなく、「課税最低限」は課税遺産額にして150万ドルまでのブラケットの税額の合計額を差し引く控除(tax credit)に基づく。これは、2001年ブッシュ減税による最高税率の引下げと当該控除の拡大の段階的な実施によるものである。なお、2010年に遺産税は廃止されるが、サンセット条項により2011年に復活する。
- ドイツの税率は、それぞれ①は配偶者及び子女等、②は兄弟姉妹等、③はその他の税率により、フランスの税率は、配偶者及び直系血族の税率によった。なお、ドイツは単純累進税率である。
- 課税最低限は、配偶者が遺産の1/2、子3人が残りの資産を均等に取得した場合の額である。
- フランスでは、夫婦の財産は原則として共有財産となり、配偶者の持分は相続の対象ではないが、比較便宜のため、遺産に含めている。なお、配偶者が特に相続する場合は、課税される。また、ドイツでは、死亡配偶者の婚姻後における財産の増加分が生存配偶者のそれを上回る場合、生存配偶者はその差額の1/2相当額が非課税になる(ここでは、配偶者相続分の1/2としている)。
- 課税割合は、死亡者数に占める課税件数の割合であり、負担割合は、課税価格総計に占める納付税額の割合である。日本は2002年(暦年)、主要諸外国は2001年(暦年)の計数であるが、イギリスの課税割合の分子である課税件数は2001年度(4月/3月)の計数である。なお、ドイツの課税割合は、ノルトライン・ヴェストファーレン州の計数である。
- 邦貨換算レートは、1ドル=108円、1ポンド=195円、1ユーロ=133円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成15年(2003年)12月から平成16年(2004年)5月までの間における実勢相場の平均値)。
- 諸外国の課税割合、負担割合のデータは各国資料による。また、租税負担率はOECD "Revenue Statistics 1965-2002"及び同 "National Accounts 1990-2001"による。

主要諸外国の相続税の負担率

(2004年7月現在)



(注1) 配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。

(注2) フランスでは夫婦の財産は原則として共有財産となり、配偶者の持分は相続の対象ではないが、比較便宜のため、課税価格に含めている。

(注3) ドイツでは、死亡配偶者の婚姻後における財産の増加分が生存配偶者のそれを上回る場合、生存配偶者はその差額の1/2相当額が非課税になる (ここでは、配偶者相続分の1/2としている)。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=108円、1ポンド=195円、1ユーロ=133円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成15年 (2003年) 12月から平成16年 (2004年) 5月までの間における実勢相場の平均値)。

相続税に係る諸控除等

〔 1. 課税対象財産 〕

死亡保険金に係る非課税制度

「500万円×法定相続人の数」に相当する金額を限度に非課税

死亡退職金に係る非課税制度

「500万円×法定相続人の数」に相当する金額を限度に非課税

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

次の宅地等の課税価格を減額

- ・ 事業用の宅地等（事業継続：400㎡まで▲80%、その他：200㎡まで▲50%）
- ・ 居住用の宅地等（居住継続：240㎡まで▲80%、その他：200㎡まで▲50%）

特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例

- ・ 一定の中小同族法人の株式等（発行済株式等の2/3以下で、かつ、限度額10億円）の課税価格を減額（▲10%）
- ・ 森林施業計画に基づき施業されている山林（林地及び立木）の課税価格を減額（▲5%）

国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等

申告期限までに国等に贈与した相続財産については相続税を課税しない

〔 2. 税額控除 〕

配偶者に対する相続税額の軽減

法定相続分又は1億6千万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除

未成年者控除

「20歳に達するまでの年数×6万円」を控除

障害者控除

「70歳に達するまでの年数×6万円（特別障害者の場合：12万円）」を控除

相次相続控除

相続の開始前10年以内に2回以上相続があった場合には、被相続人が納付した相続税額のうち一定額を控除

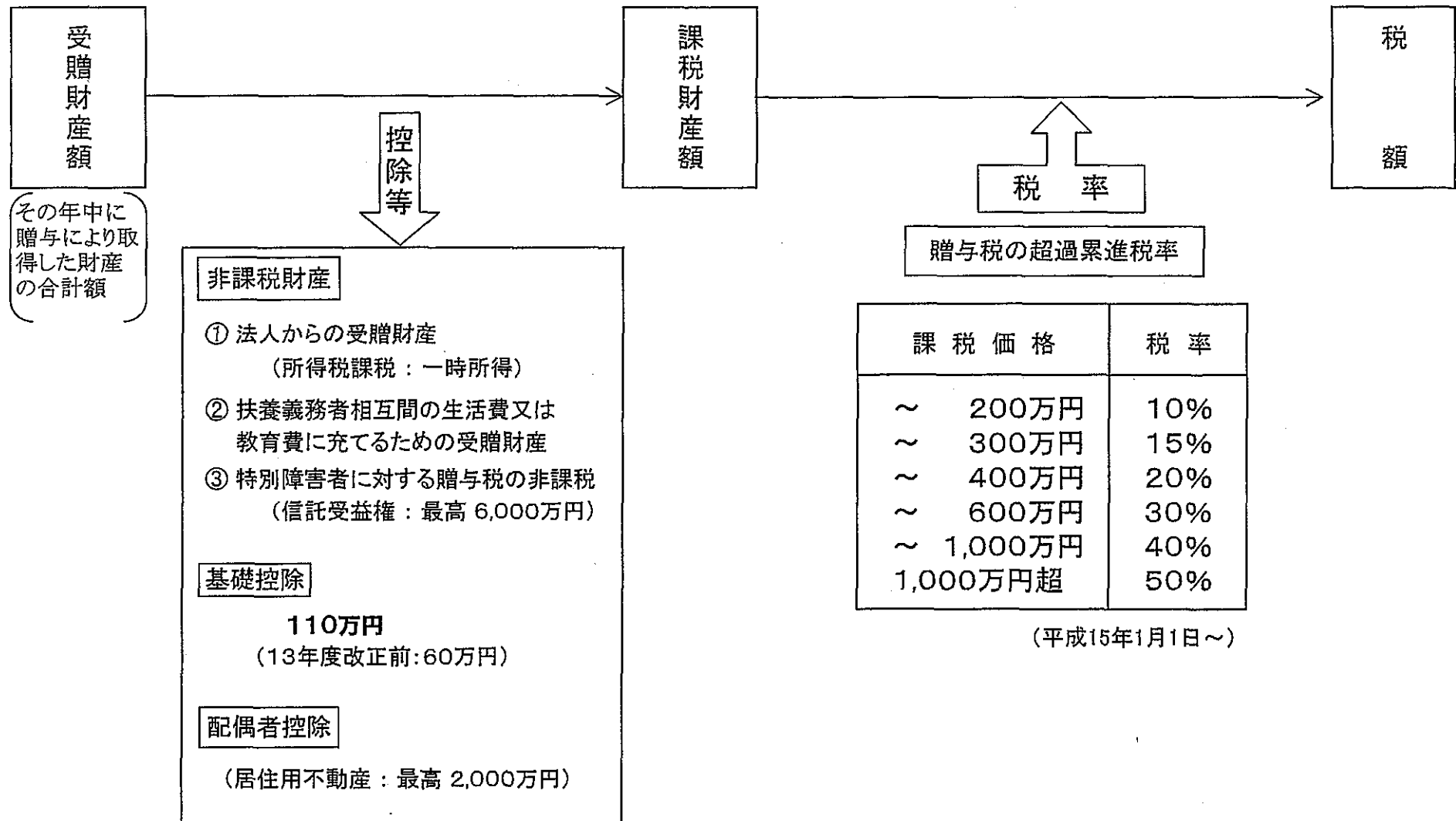
〔 3. その他 〕

農地等についての相続税の納税猶予等

- ・農地等の相続人の農業継続を条件に、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税を猶予
- ・猶予を受けた相続人が死亡した場合等には、その相続税を免除

2. 贈与税の現状

贈与税(暦年課税)の仕組み



(注) 平成15年度税制改正において「相続時精算課税制度」が導入され、暦年課税との選択制が採られている。

贈与税の課税状況の推移

区 分 年 分	件 数 (A)	取得財産価額		贈与税額			課税最低限	
		合計額 (B)	1件当たり 金 額	納付税額 (C)	1件当たり 金 額	(C)/(B)	基礎控除	配偶者控除
	件	億円	万円	億円	万円	%	万円	万円
昭和63	459,789	11,098	241.4	1,285	28.0	11.6	60	2,000
平成元	527,756	21,421	405.9	2,926	55.4	13.7	"	"
2	583,693	25,684	440.0	3,430	58.8	13.4	"	"
3	573,155	20,593	359.3	2,392	41.7	11.6	"	"
4	541,503	16,471	304.2	1,619	29.9	9.8	"	"
5	554,696	17,484	315.2	1,598	28.8	9.1	"	"
6	529,657	15,266	288.2	1,312	24.8	8.6	"	"
7	520,701	14,570	279.8	1,241	23.8	8.5	"	"
8	512,070	14,586	284.9	1,335	26.1	9.1	"	"
9	486,958	14,129	290.2	1,299	26.7	9.2	"	"
10	455,118	13,010	285.9	1,166	25.6	9.0	"	"
11	445,132	12,942	290.8	1,143	25.7	8.8	"	"
12	414,828	11,974	288.6	955	23.0	8.0	"	"
13	376,198	13,457	357.7	811	21.6	6.0	110	"
14	360,594	12,685	351.8	692	19.2	5.5	"	"

- (備考) 1. この表の計数は、「国税庁統計年報書」による。
 2. 件数は、財産の贈与を受けた者のうち申告等のあった者の数である。
 3. 贈与税額には、納税猶予適用分を含まない。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成14年6月
税制調査会

第二 個別税目の改革

四 資産課税等

1. 相続税・贈与税

(1) 改革の基本的考え方 ―経済社会の構造変化への対応と負担の適正化― (略)

暦年で単一年の課税であるわが国の贈与税においては、相続税の課税回避を防止する観点から税負担は比較的高い水準に設定されている。高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフトしていることから、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となってきた。高年齢者の保有する資産（金融資産のみならず住宅等の実物資産も含む）が現在より早い時期に次世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった点も期待されよう。このような観点から、相続税・贈与税の調整のあり方（生前贈与の円滑化）を検討すべきである。

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成15年6月
税制調査会

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

4. 相続税・贈与税

(1) 基本的考え方と相続税・贈与税の一体化等

相続税は、相続を契機とした世代間の財産移転に着目し、資産の再分配を図るという他では代替できない固有の機能を有している。

相続課税を取り巻く環境を見ると、経済のストック化の進展や高齢化の進展に伴う相続による次世代への資産移転の時期の大幅な遅れなどの経済社会の構造変化への対応が求められている。

このような状況を踏まえ、平成15年度税制改正において、生前贈与による資産移転の円滑化に資する観点から、相続税・贈与税の一体化措置を相続時精算の簡素な仕組みの下で実現した。あわせて、個人所得課税の最高税率や諸外国の例との格差を是正するため、相続税の最高税率の引下げを含む税率構造を見直した。

相続時精算課税制度（平成15年度創設）

1 適用対象者

- ・ 贈与者は、満65歳以上の親
- ・ 受贈者は、満20歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含む。）。人数の制限はない。

2 適用手続

- ・ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに税務署へ本制度を選択する旨を届出
- ・ 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続
- ・ ①受贈者である兄弟姉妹が別々に、②贈与者である父、母ごとに、選択可能

3 適用対象となる贈与財産等

- ・ 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。

4 税額の計算等

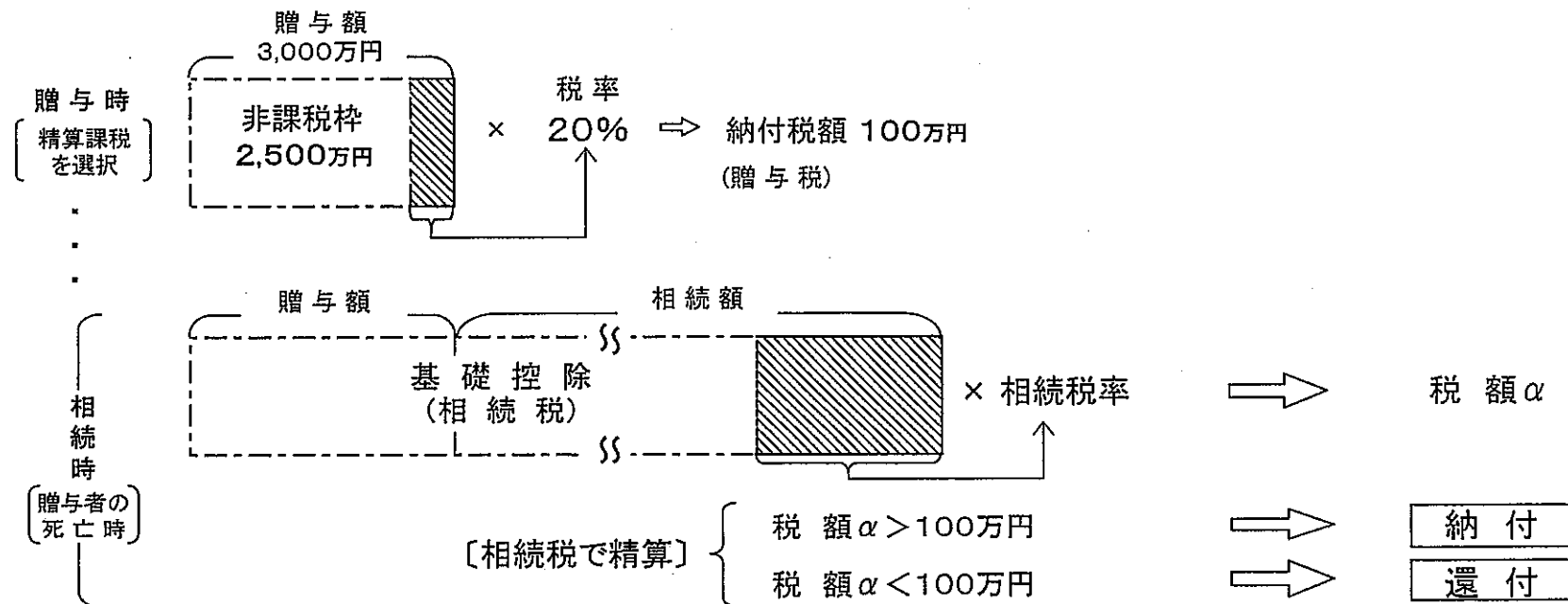
(1) 贈与時

- ・ 2,500万円の非課税枠まで何回でも多年にわたって非課税での贈与を行うことができ、非課税枠を超えた贈与についても税率は一律20%。
- ・ 住宅取得等資金の贈与の場合には、贈与者の年齢要件（満65歳以上）が除外され、非課税枠が3,500万円（1,000万円上乘せ）までとなる。

(2) 相続時

- ・ 生前に贈与を受けた財産は、贈与時の時価で相続財産に合算した上で相続税額を計算。
- ・ 生前贈与において既に納付した贈与税額は相続税額から控除し、この納付した贈与税額が相続税額を上回る場合にはその上回る分を還付。

〔3,000万円の生前贈与を受けた場合〕



平成15年分相続時精算課税制度に係る贈与税の申告実態調査
(調査結果からみた活用状況のポイント)

- ① 相続時精算課税の適用者数（受贈者数）は7万8千人（贈与税申告人員全体の18.2%）、
全体で1.2兆円に上る新たな資産移転効果。
（一人あたり平均受贈額も前年の4.2倍・1,485万円に上る）
- ② 住宅取得資金に係る特例適用者は相続時精算課税適用者全体の1/3程度（金額、適用者数共）。また、本特例に係る受贈者数の65%が20～30代。
→ 若年層を中心として住宅取得促進にも寄与
- ③ 非上場株（同族会社株等）の1人あたり平均受贈額は、前年（株式等）の16.5倍・3,882万円に上る。
→ 円滑な事業承継を行うために活用されている

相続時精算課税制度は、初年分から、高齢層の資産を早期に次世代に移転させ、資産の有効活用を通じて経済社会の活性化に資する効果を発揮し得たものと思料。

3. 今後の課題

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

第二 個別税目の改革

平成14年6月
税制調査会

四 資産課税等

1. 相続税・贈与税

(1) 改革の基本的考え方 ―経済社会の構造変化への対応と負担の適正化―

相続課税を取り巻く環境は、次のように大きく変わってきている。

- ① 経済のストック化の進展により、今後、相続による資産移転の増加が見込まれること
- ② 社会保障の充実により老後扶養における公的な負担の役割が高まっていることから、相続時に残された個人資産については、その一部を社会へ還元する必要があると考えられること
- ③ 高齢化の進展により、相続による財産取得が相続人のライフサイクルのより後半にシフトしていく結果、相続財産が相続人の経済的基盤を形成する意味合いが相対的に薄れつつあること
かかる状況を踏まえ、従来より広い範囲に適切な税負担を求める必要がある。…

(2) 相続税の改革の方向性

① 課税ベース

基礎控除については、「基本的考え方」及び地価の下落等を踏まえ、「広く薄く」の観点から引下げの方向で検討すべきである。なお贈与税の基礎控除については、相続税と贈与税の調整の検討において、相続税の基礎控除との関係を考慮し見直す必要がある。…

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

第一 少子・高齢化と税制

平成15年6月
税制調査会

二 個別税目の改革

4. 相続税・贈与税

(2) 今後の検討課題

これまで相続税は、累次にわたる減税や各種の特例の拡充により、その負担は大幅に緩和されてきたが、負担の適正化に必要な課税ベースの拡大は実施されてこなかった。

個人所得課税の累進構造のフラット化の進展、将来の消費税率の引上げを考慮に入れると、相続税の持つ資産移転の段階での再分配機能が一層重要となる。

また、高齢者を取り巻く状況を見ると、近年、現役世代の負担を伴う社会保障給付が充実し、個々人が主に家族で老後扶養の負担を担う形態から、より社会全体で老後扶養の負担を支えるようになってきている。このような老後扶養の社会化の進展に伴い、相続時に残された個人資産に負担を求める必要性が高まっていると考えられる。

こうした点を踏まえ、今後、少子・高齢化の下では、相続税について、従来より広い範囲に適切な税負担を求めるねらいから、課税ベースの拡大に引き続き取り組む必要がある。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成14年6月
税制調査会

第二 個別税目の改革

四 資産課税等

1. 相続税・贈与税

(1) 改革の基本的考え方 ―経済社会の構造変化への対応と負担の適正化―

（略）

事業承継関連の特例措置については、中小企業の事業の円滑な承継に貢献している点は認められるが、相続後の事業継続に対する過大なインセンティブは、新規の創業や新たな事業展開とのバランスを失わせることを踏まえ、そのあり方を見直していく必要がある。

その際、高齢化の進展に伴い、相続人が被相続人と共に事業を行っていた場合の共に働いた期間も長期化していることから、生前における円滑な事業の移転を図ることや、相続までの財産形成への貢献に着目することが重要である。

(2) 相続税の改革の方向性

① 課税ベース

（略）

死亡保険金・死亡退職金の非課税措置については、公的な社会保障制度の充実等を踏まえ、資産選択に対する中立性、簡素化などの観点から、廃止・縮減の方向で考えるべきである。

小規模宅地等の課税の特例をはじめとした事業承継関連の特例措置については、長期にわたる地価の低下等を踏まえ、将来的には事業用資産全体に適用される特例措置への改組も含め、そのあり方について検討する必要がある。

わが国経済社会の構造変化の「実像」について(抄)

平成16年6月
税制調査会
基礎問題小委員会

二 わが国経済社会の構造変化の「実像」:10のキー・ファクト 7 分配面での変化の兆し

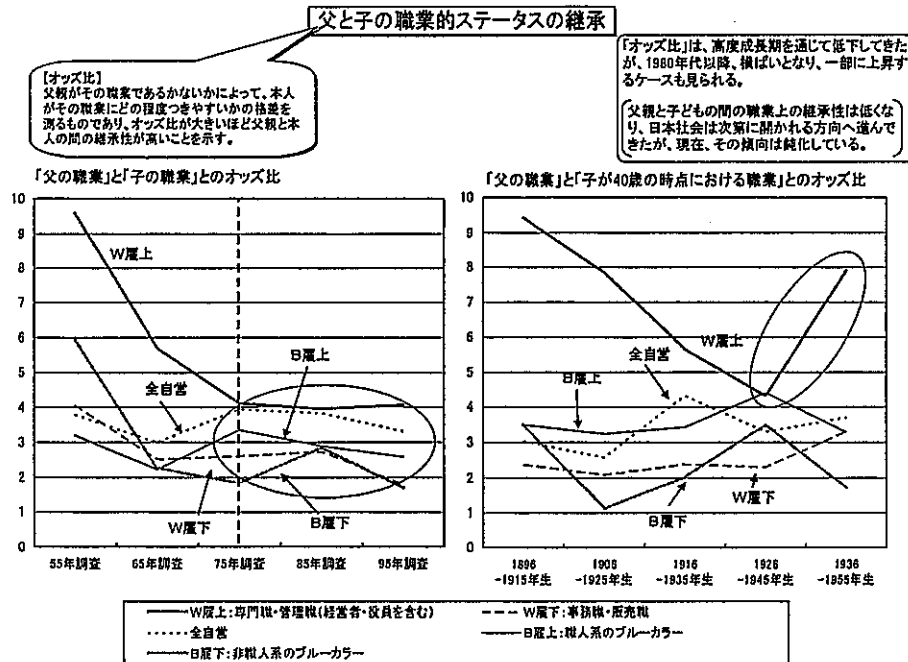
(均質化、流動化の動きの鈍化)

…所得の不平等度を表す「ジニ係数」の動きを見ると、高度経済成長期を通じて低下傾向にあったものが、1980年頃を境に横ばいしないし徐々に上昇する傾向が見られる。この背景には、所得分配のバラツキが相対的に大きい高齢者世帯の増加等がある。…

わが国の社会的流動性について、親子間の職業的ステータスの継承性の強さを示す指標である「オッズ比」で見ると、高度経済成長期を通じて低下し、社会的流動性が高まっていた。しかし、1980年代以降は横ばいとなっており、次第に社会的流動化のトレンドが鈍化してきているように見られる。…

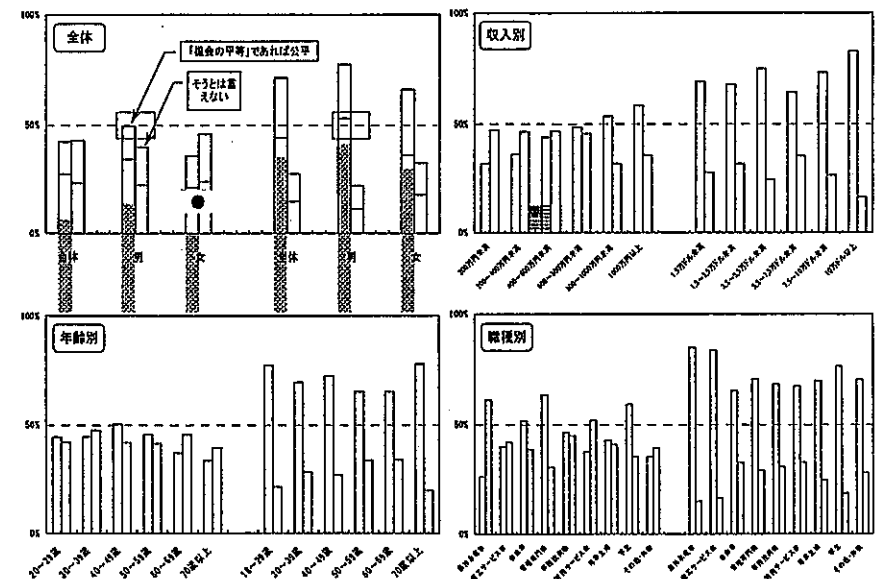
(「機会の平等」志向)

現在の日本人の平等に関する意識調査を見ると、…「機会の平等」を比較的強く志向する傾向が一般に見られる。…



(備考)SSM調査(社会階層と社会移動全国調査)による。
(出所)佐藤俊昭「1990年代の格差と社会移動」(中央経済学)

「機会の平等」に対する意識の国別比較

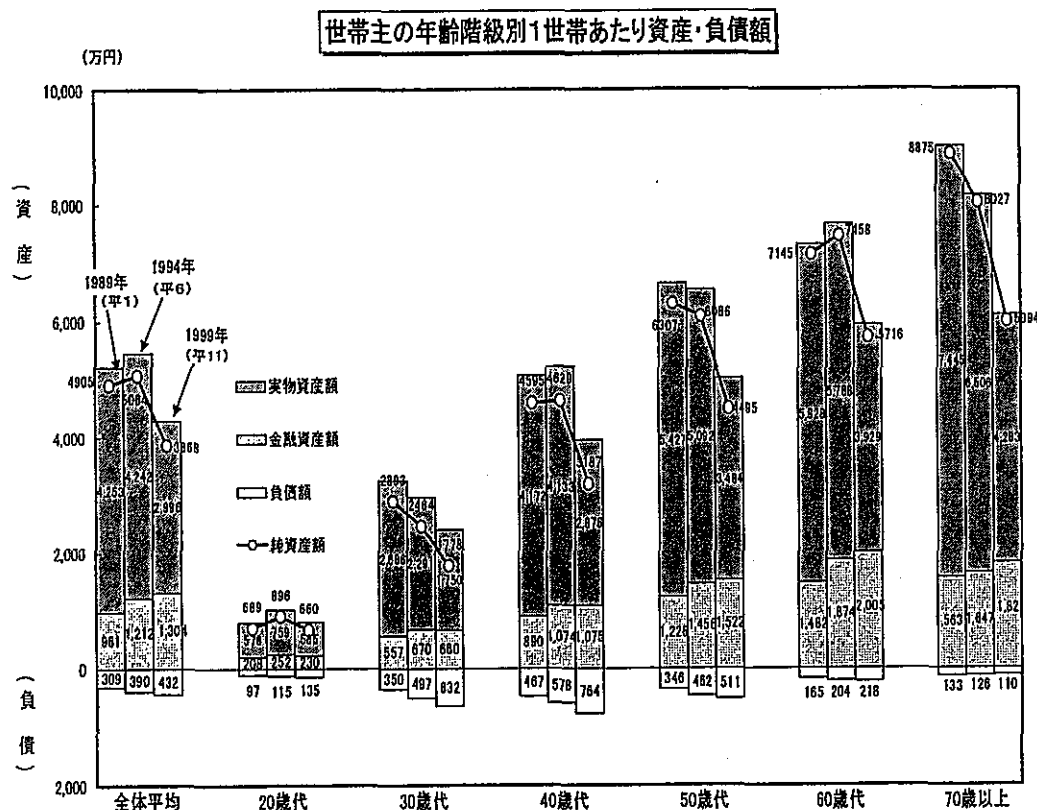


二 わが国経済社会の構造変化の「実像」:10のキー・ファクト

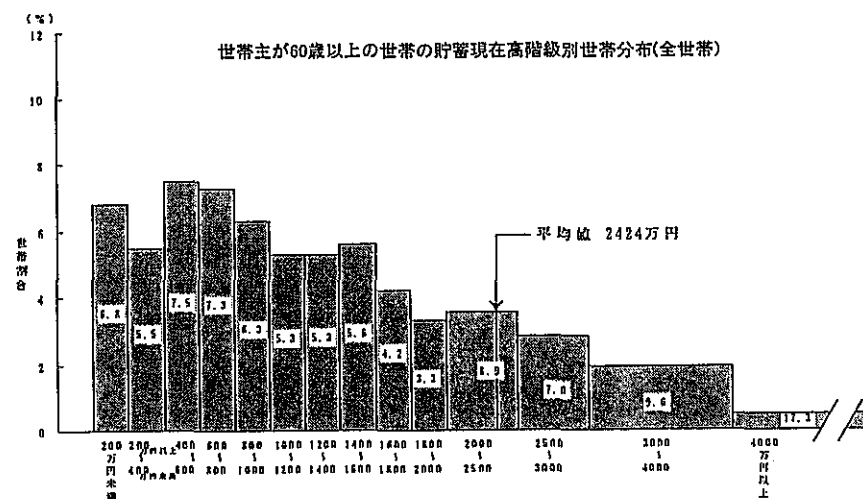
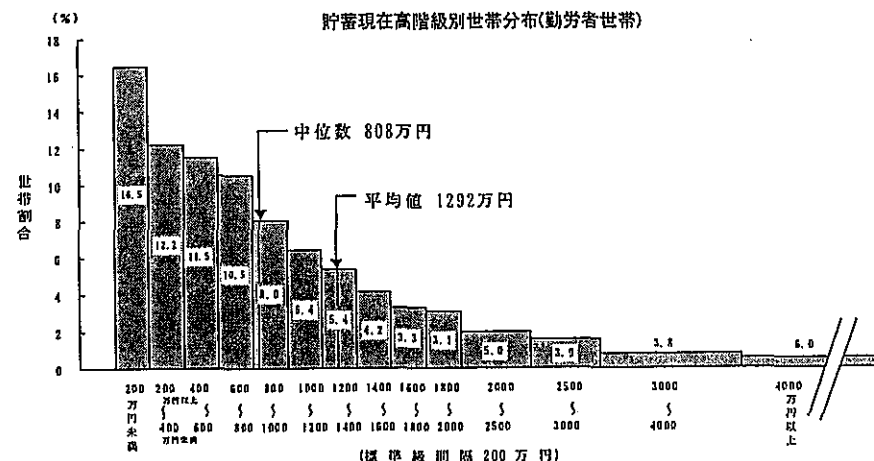
7 分配面での変化の兆し

(均質化、流動化の動きの鈍化)

また、資産保有の状況を見ると高齢者層ほど保有額が大きくなる中で、高齢者世代内においては、その経済的状況は多様な姿を呈している。…

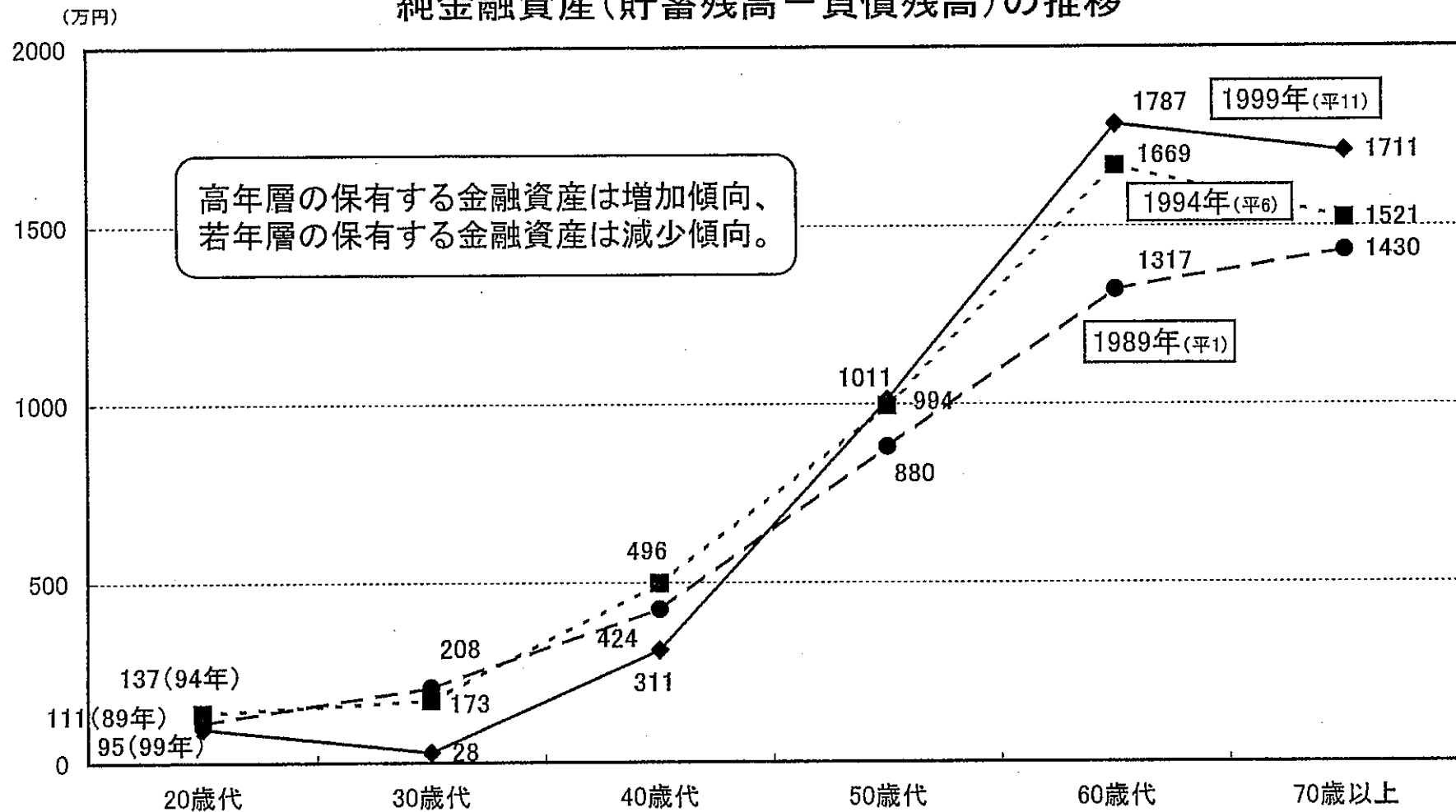


(備考)「実物資産額」…住宅・宅地資産額(現住以外を含む)、耐久消費財資産額、およびゴルフ会員権等の資産額を合計したものである。
「金融資産額」…社内預金や互助会などへの預貯金等の金融機関外の貯蓄を含む。
「純資産額」…「実物資産額」と「金融資産額」の合計から「負債額」を控除したものである。
(出所)総務省「全国消費実態調査報告」(総世帯、全国、全世帯)



(出所)総務省「家計調査報告」(平成15年平均結果の概況)

純金融資産(貯蓄残高－負債残高)の推移



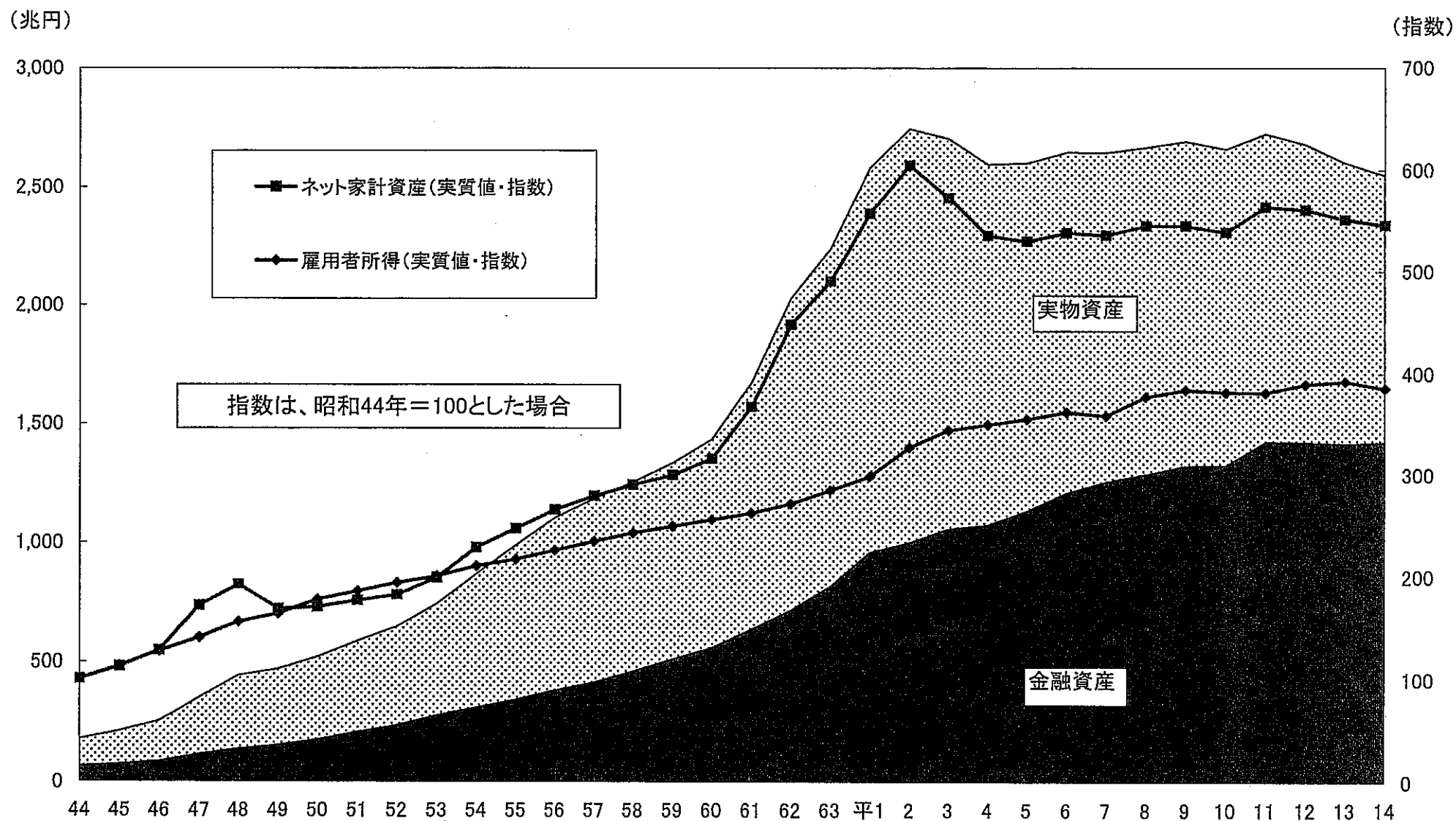
(備考)「金融資産」…貯蓄残高から負債残高を差し引いた純貯蓄残高。

「貯蓄残高」…郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。

「負債残高」…郵便局、銀行、生命保険会社、住宅金融公庫等の金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金および月賦・年賦の残高などの金融機関外からの借入金の合計。

(出所)総務省「全国消費実態調査」(総世帯、全国、全世帯)

家計資産残高等の推移

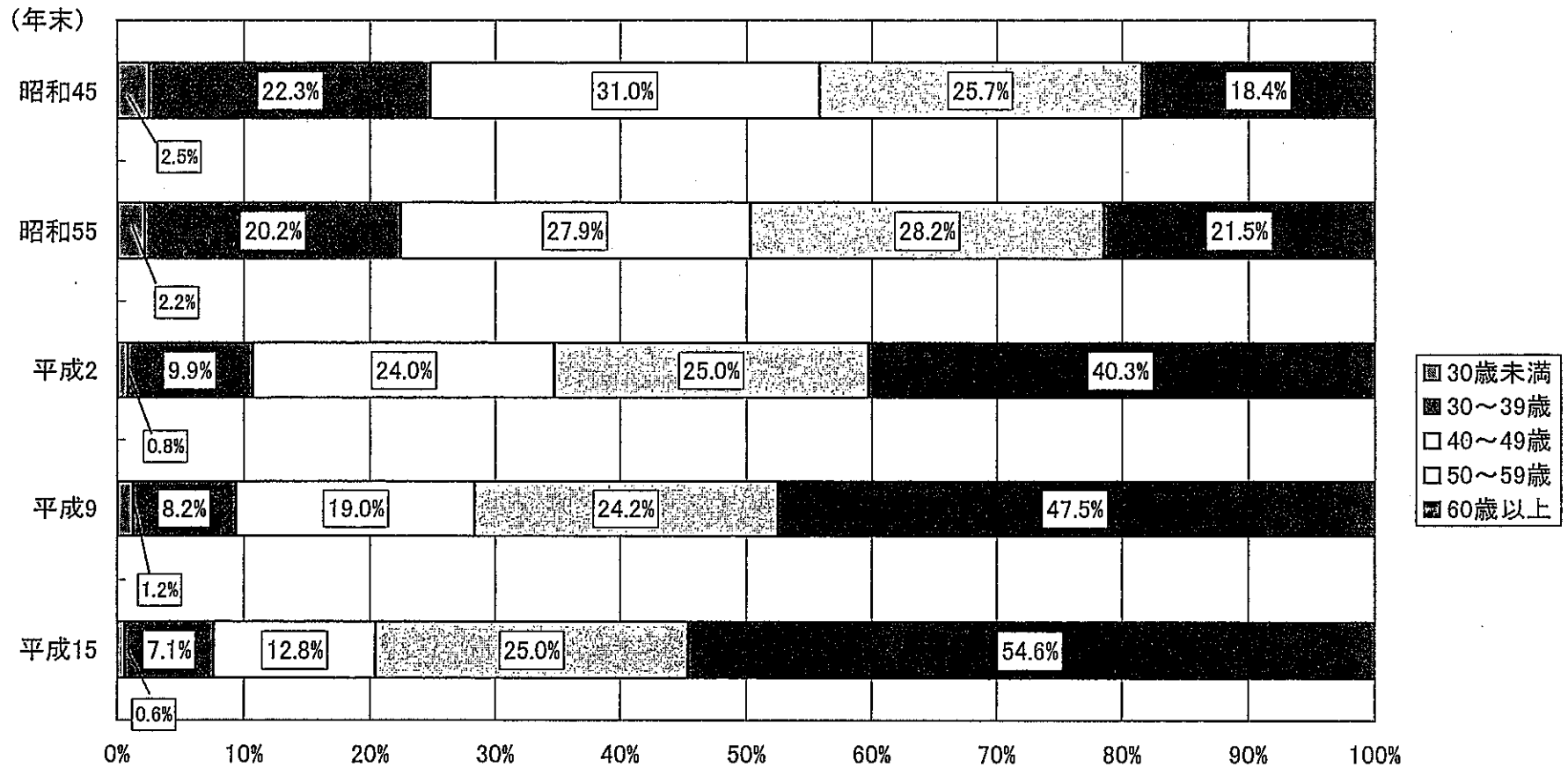


(注)「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。

「ネット家計資産」とは、家計(個人企業を含む)の期末資産から負債を差し引いたものをいう。

(資料)「国民経済計算年報」より作成(平2以降は93SNAに基づく計数であり、平元以前は68SNAに基づく計数である。)

世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高(構成比)



(資料)平成12年までは総務省統計局「貯蓄動向調査」、平成15年は「家計調査年報(貯蓄・負債編)」より試算。

(注)1. 貯蓄動向調査、家計調査は、二人以上の一般世帯(単身世帯等を除く)を調査対象としている。

なお、同調査における「貯蓄」とは、「通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金投資口座・金貯蓄口座、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。

2. 貯蓄動向調査の調査結果は年末時点のものであり、家計調査の調査結果は年平均である。

社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21 世紀に向けての社会保障」(抄)

平成 12 年 10 月 27 日

Ⅱ 持続可能な社会保障

(高齢者の資産の問題)

- ・ 高齢者は、若い世代と比較すると、資産を多く保有しているが、主に若年の世代の負担で担われている社会保障給付が充実し、老後扶養をより社会的に支えることにより高齢者の資産の維持に寄与する一方、最終的な相続の時点では、ほとんどの場合社会的な負担を求められることがなく、その資産は私的に移転している現状にある。
- ・ この点に着目すれば、社会保障制度の外側の問題ではあるが、資産の保有や相続に着目してより広く税負担を求めることは、給付と負担のバランスをとる方策の一つとなり得ると考えられる。

わが国経済社会の構造変化の「実像」について(抄)

平成16年6月
税制調査会
基礎問題小委員会

三 結びにかえてー将来に向けての示唆

2 税制などの制度設計に当たっての視点

(「機会の平等」と世代間の公平)

…現役世代及び高齢者世代を通じ、世代内の公平だけでなく世代間の公平にも留意する必要がある。

(社会及び公的部門の将来像)

…わが国では、少子・高齢化が進行し、家族やカイシャが果たすケア機能の低下が懸念されている。他方、ボランティア活動など「民間が担う公共」の領域の活動が広がりを見せてきている。こうした状況の下、「個人」、「家族・企業・地域社会」、「公的部門(政府)」の間で、各々がどのような役割を今後担うかについて考えていくことが重要となっている。

この場合、「個人」や「民間が担う公共」の領域の動向等を踏まえつつ、これからの「公的部門(政府)」に係る国民の受益と負担のあり方が問われなければならない。国民が公的部門(政府)にどのような役割を求めるかによって、必要となる国民負担の水準は決まってくる。公的部門(政府)の役割・守備範囲とともに、その費用としての税と社会保険料の関係及びその水準のあり方について、幅広く議論を行い、国民に参加と選択を求めていくべきである。…

3 今後に向けて

…税制については、「量から質へ」、「標準から多様へ」という経済社会の構造変化等を踏まえ、どのような形で国民一人一人が社会共通の費用を分担していくべきかを考えなければならない。その際、個人のライフスタイル(生き方、働き方)の多様化等が進む中、所得・消費・資産等多様な課税ベースに適切な税負担を求めていくことが課題となる。…